

当院の書面掲示事項

当院では、当院を継続して受診され同意された患者さんに小児科の「かかりつけ医」として次のような診療を行います。

- 急性疾患を発症した際の対応の仕方や、アトピー性皮膚炎喘息その他乳幼児期に頻繁にみられる慢性疾患の管理等について、かかりつけ医として療養上必要な指導及び診療を行う。
- 他の保険医機関との連携及びオンライン資格確認を活用して患者が受診している医療機関を全て把握するとともに必要に応じて専門的な医療を要する際の紹介等を行う。
- 患者について、健康診査の受診状況及び受診結果を把握するとともに、発達段階に応じた助言・指導を行い保護者からの健康相談に応じる。
- 患者について、予防接種の実施状況を把握するとともに予防接種の有効性・安全性に関する指導やスケジュール管理等に関する指導を行う。
- 発達障害の疑いがある患者について、診療及び保護者からの相談に対応するとともに、必要に応じて専門的な医療を要する際の紹介等を行う。
- 不適切な養育にも繋がりうる育児不安等の相談に適切に対応する。
- 「小児かかりつけ診療料」に同意する患者さんからの電話等による問い合わせに対応しております。
夜間、休日等当院がやむを得ず対応できない場合などは小児救急電話相談にご相談ください。

連絡先

小児救急電話相談 #8000 又は #7119

若松皮ふ科こどもクリニック

長期処方・リフィル処方せんについて 当院からのお知らせ

当院では患者さんの状態に応じ、

- ・ 28日以上の長期の処方を行うこと
- ・ リフィル処方せんを発行すること

のいずれの対応も可能です。

※ なお、長期処方やリフィル処方せんの交付が対応可能かは病状に応じて担当医が判断致します。

